

令和3年度商店街経営実態調査業務委託企画提案募集要領

1 委託業務名

令和3年度商店街経営実態調査業務委託

2 趣旨

キャッシュレス化の拡大や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、商店街を取り巻く商環境が大きく変化する中、県内商店街が直面している現状や問題点を把握するため、商店街に関する経営実態調査を行うとともに、消費行動や商店街に対する認識などについて県民を対象とする消費者調査を実施します。

これらの結果を併せて県内商店街の今後の展望を探り、本県の商店街振興施策を推進するための基礎資料を作成します。

については、本事業の受託者を選定するための企画提案を本要領により募集いたします。

3 予算額

13,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を本事業の契約に係る上限額（税込）とします。

なお、予定価格はこの範囲で別途算定します。

4 委託業務の内容

別に定める「令和3年度商店街経営実態調査業務委託仕様書」及び「令和3年度商店街経営実態調査（うち消費者調査）業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

5 委託業務期間

契約の日から令和4年1月21日（金）まで

6 応募資格

- (1) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（埼玉県告示第277号（令和2年3月31日））及び同要綱別表に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「市場調査業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (2) 過去5年間において、国若しくは地方公共団体の調査委託業務（アンケート等の調査・分析業務）を履行した実績を有する者であること。
- (3) 管理職や事務職のほか、調査職（地域商業について知見を有する者）の従業員を常時配置し、円滑に連絡体制が取れ、県側の指示等について迅速な対応ができる者であること。
- (4) 調査結果により得られた情報をもとに、県内の地域商業のあり方（事業者・商店街の取組、事業者・商店街への支援）について考察し、対応を示す能力を有する者であること。
- (5) 上記（1）、（2）、（3）、（4）に該当する者であっても、次のいずれかに該当する場合は、応募することができません。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者

- ② 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- ④ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外の措置を受けている者

7 スケジュール

- 令和3年5月25日（火）： 公募・質問事項の受付開始
- 令和3年5月31日（月）： 質問事項の受付期限（午後5時）
- 令和3年6月1日（火）： 質問事項への県からの回答期限
- 令和3年6月3日（木）： 企画提案参加希望書等の提出期限（午後5時）
- 令和3年6月11日（金）： 企画提案書等の提出期限（午後5時）
- 令和3年6月15日（火）： 1次審査結果の通知
- 令和3年6月下旬以降
 - ・ 企画提案競技審査委員会開催
 - （2次審査実施（プレゼンテーション審査））
 - ・ 契約先候補者決定

8 質問事項の受付及び回答

募集の内容等に関する質問を、次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和3年5月31日（月）午後5時まで

(2) 受付方法

「募集の内容等に関する質問書（別紙様式4）」に記入の上、下記宛て電子メールで提出してください（送信後、必ず電話で着信確認をしてください）。電話等による質問には、簡易なものを除き応じません。

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 商業担当

（電子メール）a3750-11@pref.saitama.lg.jp （電話）048-830-3761

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った企業名等を伏せた上で、本件を公募・公開している埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課ホームページに、令和3年6月1日（火）までに掲載します。なお、参加資格に関することや、質問内容又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答します（電話又は電子メールによる）。

9 「企画提案参加希望書」等の提出

本事業の業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、企画提案書を提出する前に、あらかじめ「企画提案参加希望書（別紙様式1）」（以下、「希望書」という。）等を提出してください。

(1) 提出書類

- ・企画提案参加希望書（別紙様式1）
- ・商店街経営実態調査業務委託企画提案募集要領の「6 応募資格」に関する誓約書
(別紙様式5)
- ・本要領「6 応募資格(2)、(3)、(4)」の要件を満たすことを証する書類

(2) 提出方法

参加希望書等の提出は、**郵送又は電子メール**によるものとします。

<提出先>

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 商業担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

(電子メール) a3750-11@pref.saitama.lg.jp (電話) 048-830-3761

(3) 提出期限

令和3年6月3日(木) (午後5時必着)

- ・郵送の場合 : 書留等、郵送物の到着が確認できる方法としてください。
- ・電子メールの場合 : 必ず電話で着信を確認してください。

参加希望書等の提出後、やむを得ない理由により参加希望を取り下げの場合は、上記提出先宛て電話連絡の上、「企画提案参加希望取下書（別紙様式2）」を提出してください。

10 「企画提案書」等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出してください。

(1) 企画提案書（別紙様式3）

- ① 企画提案書の1ページ目（表紙）以外の様式は任意とするが、仕様書に基づいてA4判・片面で作成すること。
- ② 企画提案書の1ページ目（表紙）は、別紙様式3を使用すること。
- ③ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。
- ④ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

業務実施体制、調査実施上の工夫（アンケート調査票回収率を高めるための方法ほか）、調査項目、調査票の様式、オリジナル業務項目、分析、考察及びまとめ方、報告書の構成、体裁、スケジュール、その他の工夫点など。

調査票の様式については、別紙「商店街経営実態調査 調査票例」及び「消費者アンケート調査 調査票例」を参考としてください。

また、オリジナル業務項目については、調査結果の理解を深めるような項目を提案してください。

(例) 有識者によるコラムの掲載、報告書のまとめ方（構成・レイアウト等）の工夫 等

(2) 添付書類

- ① 法人の概要（設立趣旨、事業内容の案内等）が分かるもの
- ② 法人の定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書（提案日前3か月以内に取得したもの）
又はこれに準ずる書類 ※副本への添付は不要

③ 委託料見積書

委託業務を実施する経費の総額のほか、人件費、交通費、需要費、役務費、使用料及び賃借料等の経費区分が分かるものとし、その性質上「一式」以外で計上ができないものを除き、全ての単価を計上すること。

※提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とし、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載する。

※副本の添付書類は写しで可

(3) 提出方法

① 提出方法

郵送又は電子メールによるものとします。

② 提出部数

正本1部、副本5部 ※郵送の場合

<提出先>

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 商業担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

（電子メール）a3750-11@pref.saitama.lg.jp （電話）048-830-3761

③ 受付期限

令和3年6月11日（金）（午後5時必着）

- ・ 郵送の場合 : 書留等、郵送物の到着が確認できる方法としてください。
- ・ 電子メールの場合 : 必ず電話で着信を確認してください。

(4) その他

- ・ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできません。また、提出された企画提案書等は返却いたしません。
- ・ 企画提案書等の作成、提出に係る経費は、提案者の負担とします。

11 契約先候補者の決定方法

(1) 第1次審査（書類審査）

① 応募資格等の要件審査の実施

② 企画提案書に基づく書面審査の実施

- ・ 第1次審査の結果は、応募者全員に電子メールで連絡します。
- ・ 第1次審査通過者には、第2次審査を実施します。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

県は、業務に関する企画提案競技審査を行う（仮）商店街等支援事業企画提案競技審査委員会（以下「委員会」という。）において、提出された企画提案書及びその他提出書類及びプレゼンテーション内容に基づき、総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補として決定します。

- ①第2次審査開催時期：6月下旬開催予定（日程等は第1次審査の通過者に第1次審査の結果とともに電子メールで連絡します）。
- ②プレゼンテーション時間は10分間程度、審査委員からの質疑時間を10分間程度とします。
- ③プレゼンテーションでは提出された企画提案書のみを用いるものとします。
- ④評価にあたっては、概ね下記の項目について審査し、企画内容の魅力、予想される事業効果、事業遂行能力などについて評価します。
 - 仕様書に示した要件を満たしているか
 - 専門的なノウハウを活かした企画となっているか
 - 創意工夫を凝らした調査方法等の提案があるか
 - オリジナル業務項目は、独創性があり、かつ、読み手の理解を助けるものであるか
 - 事業体制、実施スケジュールは妥当であるか
 - 提案内容に対する経費はコストパフォーマンスに優れているか
- ⑤プレゼンテーションは、契約先として選定された際に業務担当者となる方が行ってください。
- ⑥新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、会場を設けず、オンライン形式によりプレゼンテーション審査を実施する場合があります。あらかじめ御了承ください。

12 契約相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者（以下、「候補者」という。））と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は候補者から改めて見積書を徴収して、精査の上、随意契約による業務委託契約を締結します。

なお、候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に候補者に事故のある場合等、候補者としての資格要件を失った時は、候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、委員会において総合点が2番目に高かった者を新たな候補者とし、改めて協議を行います。

13 委託金の支払方法

業務完了後の完了検査で合格した後、請求書を県に提出していただき、精算払を行います。

14 企画提案書等の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報を公表します。

また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の企画提案書等の情報公開を行う場合があります。

別紙様式 1

商店街経営実態調査業務委託企画提案参加希望書

令和3年度商店街経営実態調査業務委託企画提案募集要領に基づき、商店街経営実態調査業務委託の企画提案への参加を希望します。

令和 年 月 日

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 行き

参加希望者 主たる事務所の所在地

企業名・団体名

代表者職・氏名

(担当者) 所属

職・氏名

電話

F A X

E-mail

別紙様式 2

商店街経営実態調査業務委託企画提案参加希望取下書

令和 3 年度商店街経営実態調査業務委託企画提案募集要領に基づき、令和 年 月 日付で提出した商店街経営実態調査業務委託の企画提案への参加希望を取下げます。

令和 年 月 日

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 行き

取下げ理由：

参加希望者 主たる事務所の所在地

企業名・団体名

代表者職・氏名

(担当者) 所属

職・氏名

電話

F A X

E-mail

別紙様式3

商店街経営実態調査業務委託企画提案書

令和 年 月 日

(宛て先)
埼玉県知事

企画提案者 主たる事務所の所在地

企業名・団体名

代表者職・氏名

令和3年度商店街経営実態調査業務委託企画提案募集要領に基づき、関係書類を添えて商店街経営実態調査業務委託の企画を提案します。

別紙様式4

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 商業担当 行き

E-mail : a3750-11@pref.saitama.lg.jp

商店街経営実態調査業務委託企画提案募集の内容等に関する質問書

質問事項 記載欄	

企業名・団体名	
担当者職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
電子メールアドレス	

別紙様式 5

令和 3 年度商店街経営実態調査業務委託企画提案募集要領の「6 応募資格」に関する誓約書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

企画提案者 企業名・団体名

代表者職・氏名

商店街経営実態調査業務委託企画提案募集への参加に当たり、募集要項の「6 応募資格」(5)の①から④までのすべてに該当しないことを誓約します。

(参考) 6 応募資格

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)に該当する者であっても、次のいずれかに該当する場合は、応募することはできません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ② 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止等の措置を受けている者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- ④ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外の措置を受けている者